

## 高齢者虐待の防止について

### 1 高齢者虐待判断件数

高齢者虐待防止法が施行され10年を超えたが、養介護施設従事者等(※)による虐待の相談・通報件数及び高齢者虐待と認められ、市町村等による対応が行われた件数は年々増加しています。

※

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

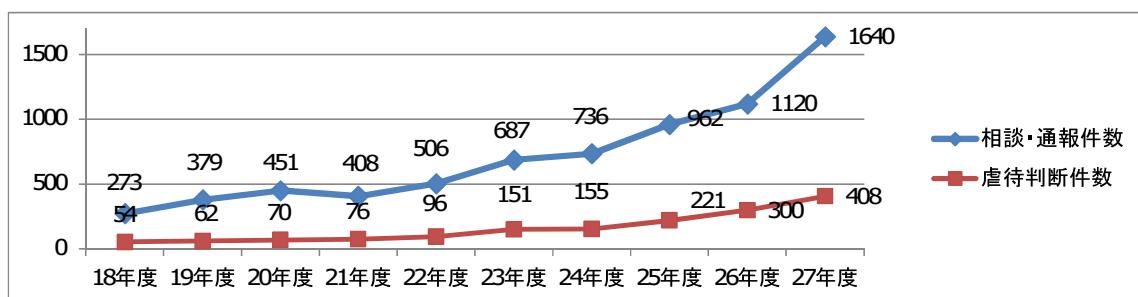
「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設(地域密着型施設も含む)、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報件数と虐待判断件数の推移(全国)



### 2 虐待の事実が認められた事例について（全国）

虐待の事実が認められた408件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待の具体的な内容、虐待に該当する身体拘束の有無、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った結果、以下のような傾向がありました。(愛知県においては24件の虐待事例、うち名古屋市においては17件の虐待事例)

#### (1) 施設・事業所の種別

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が30.6%と最も多く、次いで「有料老人ホーム」が20.8%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が15.9%、「介護老人保健施設」が9.1%でした。

当該施設・事業所の種別

	老特人別 ホ・養 護 ム	保 介 健 護 施 設 人	医 介 疗 施 設 養 型	共 認 知 症 活 対 介 応 護 型	老 人 有 料 ホ ム	型 小 居 宅 模 介 多 護 機 能	老 人 輕 費 ホ ム	老 人 養 護 ホ ム	短 期 入 所 施 設	訪 問 介 護 等	通 所 介 護 等	居 宅 介 護 支 援	そ の 他	合 計
件数	125	37	6	65	85	7	3	5	19	25	24	2	5	408
構成割合 (%)	30.6	9.1	1.5	15.9	20.8	1.7	0.7	1.2	4.7	6.1	5.9	0.5	1.2	100

## (2) 虐待の種別

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が61.4%と最も多く、次いで「心理的虐待」が27.6%、「介護等放棄」が12.9%となっています。

虐待の種別(複数回答)

	身体的 虐待	介護等 放棄	心理的 虐待	性的虐待	経済的 虐待	合計
人数	478	100	215	19	93	778
構成割合 (%)	61.4	12.9	27.6	2.4	12.0	

※1人の被虐待高齢者に対し複数の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数778人と一致しない。

※構成割合は、被虐待高齢者が特定できなかった22件を除く386件における被虐待者の総数778人にに対するもの。

## (3) 虐待の具体的内容（主なもの）

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為またはその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭を借りる 着服・窃盗 不正使用

## (4) 被虐待者に対する身体拘束の有無

身体拘束あり	身体拘束なし	合計
248人 (31.9%)	530人 (68.1%)	778人 (100.0%)

※被虐待高齢者が特定できなかった22件を除く386件の事例を集計。

## (5) 虐待の発生要因

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「虐待を行った職員の性格や資質の問題」となっています。

虐待の発生要因(複数回答)

内 容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	246	65.6
職員のストレスや感情コントロールの問題	101	26.9
虐待を行った職員の性格や資質の問題	38	10.1
倫理感や理念の欠如	29	7.7
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29	7.7
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	22	5.9
その他	8	2.1

※回答のあった375件の事例を集計。

#### (6) 被虐待高齢者 の要介護状態区分及び認知症日常生活自立度

「要介護4」が32.6%と最も多く、次いで「要介護5」が24.2%、「要介護3」が23.1%であり、合わせて「要介護3以上」が約80%を占めました。また、「認知症高齢者の日常生活自立度II以上」の者は77.3%となっています。

被虐待高齢者の要介護状態区分

	自立	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	不明	合計
人数	4	1	2	30	83	180	254	188	36	778
構成割合 (%)	0.5	0.1	0.3	3.9	10.7	23.1	32.6	24.2	4.6	100.0

(注)被虐待高齢者が特定できなかった22件を除く386件の事例を集計。

認知症日常生活自立度

	認自知立症又なはし	自立度I	自立度II	自立度III	自立度IV	自立度M	が認自知立症度は不ある明る	へ自再立度(II以上)	有認無知が症不の明	合計
人数	23	23	107	265	104	16	95	(587)	145	778
構成割合 (%)	3.0	3.0	13.8	34.1	13.4	2.1	12.2	(75.4)	18.6	100.0

(注)被虐待高齢者が特定できなかった22件を除く386件の事例を集計。「認知症はあるが自立度不明」には、「自立度II以上」のほか、「自立度I」が含まれている可能性がある。「認知症はあるが自立度不明」は)自立度II、III、IV、M、認知症はあるが自立度不明の人数の合計。

#### (7) 虐待を行った養介護施設従事者等 (虐待者)の年齢及び職種

虐待を行った養介護従事者等の年齢は、「30~39歳」が21.2%と最も多く、次いで「30歳未満」が19.4%、「40~49歳」が16.0%であった。「40歳未満」が4割以上を占めました。職種については、約8割を介護職が占めています。

虐待者の年齢

	30歳未満	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60歳以上	不明	合計
人数	86	94	71	65	61	67	444
構成割合 (%)	19.4	21.2	16.0	14.6	13.7	15.1	100.0

(注)虐待者が特定できなかった44件を除く256件の事例を集計。

虐待者の職種

職種	介護職	内訳			看護職
		介護福祉士	介護福祉士以外	資格不明	
人数	358	(97)	(126)	(135)	20
構成割合 (%)	80.6	(21.8)	(28.4)	(30.4)	4.5
管理職	施設長	経営者 開設者	その他	不明	合計
20	19	9	13	5	444
4.5	4.3	2.0	2.9	1.1	100.0

(注)虐待者が特定できなかった44件を除く256件の事例を集計。

### 3 名古屋市における養介護施設従事者等による高齢者虐待判断件数（平成28年度）

平成28年度の名古屋市としての虐待判断件数は15件となり、平成27年度の17件からほぼ横ばいとなりました。施設・事業所の種別としては、「介護老人福祉施設」が7件と最も多く、次いで「有料老人ホーム」が4件、「介護老人保健施設」が3件、「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」が1件の順でした。虐待の種別（同一事業者で複数認定あり）としては、「身体的虐待」が10件と最も多く、次いで「心理的虐待」が6件、「介護等放棄」が3件の順でした。

詳細は以下にまとめています。

#### ※平成28年度の名古屋市としての虐待判断事例

##### 【身体的虐待】

- ・起き上がりないように腕で首を押さえつけた。
- ・夜間何度も起き上がったため胸をあざができるまで押し返した。
- ・無理に介助したため骨折した。
- ・頬をつかんで口を開けさせた。
- ・就寝介助時に乱暴にベッドに押し付けた。
- ・無理に顔の向きを変えてあごにあざができた。
- ・介護拒否時等に叩いたり暴言を吐いたりした。
- ・暴力行為に対してやり返した。
- ・入浴時に高温のシャワーをかけた。
- ・後ろ手で両手をタオルで縛って動けなくした。

##### 【心理的虐待】

- ・不穏行動の対応で「私は○○（夫）に迷惑をかけません。△△（本人）」と食堂のホワイトボードに書いた。
- ・「エプロンを自分でつけるまで食事抜きだ。」と言った。

##### 【介護放棄】

- ・夜間オムツ交換をしなかった。
- ・ナースコールを外したり届かない場所に置いたり対応しなかつたりした。

#### ※平成28年度の名古屋市としての虐待判断事例の発覚の端緒

- ・不自然なあざや怪我（事故報告、看護記録）。
- ・普段から語調、語尾が荒い。
- ・利用者から怖い思いをしたとの訴え。
- ・普段あまり怒らない利用者が怒る。
- ・職員の内部異動により特定の部署のケアがおかしいと気付く。
- ・特定の職員の夜勤明けはいつもよりオムツが濡れている。

#### ※平成28年度の名古屋市としての虐待判断事例の発生要因

- ・職員同士の関係が悪く、相談しあえない。
- ・利用者への虐待や職員同士の嫌がらせなどを管理者に報告しづらい。
- ・上司への報告体制が整っていない。
- ・誰も見ていないときは仕事をしない等、職業倫理の欠如。
- ・職員が少なく、負担が多い。
- ・認知症の利用者の介護でイライラした。
- ・利用者の不穏が他の利用者の不穏を誘発する状況からのストレス。
- ・介護してあげていると思っている。
- ・職員と利用者が馴れ合いの関係にある。
- ・職員が利用者を下に見ているような言動が日常的に見られる。
- ・虐待研修を受けていない等により、虐待行為の認識不足。
- ・身体拘束廃止研修を受けていない等により、身体拘束の認識不足。

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防ぐ又は早期に発見するためには、①コンプライアンスの遵守の徹底②公益通報者保護制度の周知③職員間の積極的なコミュニケーション④虐待防止に関する研修・身体拘束廃止に関する研修・接遇に関する研修・認知症に関する研修の実施が有効となります。

#### 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置

高齢者虐待防止法では、養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、「養介護施設従事者等の研修の実施」、「当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備」「その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置」を講ずるものとすることになります（法第20条）。

高齢者虐待防止に関する研修、並びに身体拘束廃止に関する研修、接遇に関する研修、認知症に関する研修等高齢者虐待に関係の深いテーマの研修を事業所の全職員に対して定期的に行なうことが求められます。

また、苦情相談窓口の設置が運営基準に規定されていますが、利用者等に継続して相談窓口の周知を図り、相談されやすい事業所となるように工夫をお願いします。

#### 5 養介護施設従事者等による高齢者虐待における通報の義務

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（法第21条）。

また、刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（法第21条第6項）、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています（法第21条第7項）。こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

#### 6 養護者による高齢者虐待における通報について

高齢者虐待防止法では、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない（法第7条第1項）ほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない（法第7条第2項）と規定されています。養護者による高齢者虐待の相談・通報者の集計では介護支援専門員が最も多く、介護保険事業所職員と合わせると全体の3分の1を上回っています。深刻でない虐待事例の通報について法令では努力義務の規定となっておりますが、虐待を受けている高齢者が安心して生活するための支援や高齢者虐待を未然に防止するために、虐待のサインに気付きやすい介護支援専門員や介護保険事業所職員の協力が必要不可欠です。

## 7 養介護施設従事者等による高齢者虐待防止に向けて

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の問題は、「不適切なケア」の問題から連続的に考える必要があります。「不適切なケア」とは、不適切な介護・低い専門性、不適切なサービス、不十分なケア、不適切な関係等のことを指します。虐待が顕在化する前には、表面化していない虐待や、その周辺の「グレーゾーン」行為があります。さらにさかのぼれば、ささいな「不適切なケア」の存在が放置されることで、蓄積・エスカレートする状況があります。そのため、「不適切なケア」の段階で発見し、「虐待の芽」を摘む取り組みが求められています。

また、介護保険制度施行時から、介護保険施設等において利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止しています。身体拘束は、高齢者本人の身体や精神に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、人権侵害に該当する行為と考えられます。そのため、「緊急やむを得ない」場合を除き、身体拘束はすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

介護保険指定基準上「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」は、身体拘束が認められていますが、この例外規定は極めて限定的に考えるべきであり、全ての場合について、身体拘束を廃止していく姿勢を堅持することが重要となります。

養介護施設においては多数の高齢者が生活していますが、業務をこなすために流れ作業的なケアを実施する中でも身体拘束や心理的虐待が発生しております。高齢者の尊厳を尊重するという視点から、高齢者一人ひとりに対して個別ケアを実践することも重要になります。

法令の趣旨を踏まえ、養介護施設従事者等による高齢者虐待をなくすため、定期的に、虐待防止に関する研修、身体拘束廃止に関する研修、接遇に関する研修、認知症に関する研修の実施をし、実際にケアに当たる職員のみでなく管理職も含めた事業所全体でサービス向上に向けた取り組みをお願いします。

# 介護サービスの提供による事故等発生時の本市への連絡について

## 1 対象となる事業所・施設

居宅サービス事業所、地域密着型（介護予防）サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護保険施設、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所、通所サービスの設備を利用し宿泊サービスを実施している事業所、住宅型有料老人ホーム、**介護予防・生活支援サービス事業所。**

（※①事業所・施設が市外に所在するが、利用者が名古屋市民である場合、②事業所・施設が市内に所在するが、利用者が名古屋市民ではない場合も報告を要する。）

## 2 本市への連絡が必要な事故等

以下の事故については、原因の如何にかかわらず、全て本市に連絡する。

### （1）対人（利用者）事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、医療機関における治療を必要とした場合、利用者トラブルが発生した場合、利用者等に賠償金等を支払った場合又はエスケープ

### （2）対物事故

介護サービスの提供に伴い発生した事故により、利用者等の保有する財物を毀損若しくは滅失したため賠償金等を支払った場合（代わりの物を購入した場合も含む）、**利用者等の個人情報が流失した場合**又は利用者等とトラブルが発生した場合。

### （3）感染症の発生

介護サービスの利用者が結核等の感染症に罹患した場合、又は、疥癬、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症が施設内で発生し、利用者等が罹患した場合。具体的には、①事業所全体で10名以上が罹患した場合、②1ユニットのうち半数以上が罹患した場合、③死亡者が発生した場合、④その他事業所の運営に重大な支障を来すおそれがあり、管理者が報告を必要と認めた場合。

## 3 本市への連絡方法

前記2に該当する事故が発生した場合は、別紙「事故報告書」に必要事項を記載の上、**速やかに**ファックス又は郵送にて連絡を行うものとする。

なお、別紙「事故報告書」により難い場合は、事業所又は施設において定めた所定の様式に代えることもできるが、別紙「事故報告書」の**全ての事項（感染症の発生の場合5、6を除く。）**について必ず記載すること。

## 4 本市の連絡先

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課指導係 FAX 052-972-4147

問合せ先	サービスの種類	電話番号
	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護	052-972-2592
	上記以外のサービス	052-972-3087

## 5 留意事項

事故が発生した場合は、本市への連絡を行う前に、速やかに利用者の家族、主治医及び居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、応急手当等必要な措置を施すこと。

# 事 故 等 報 告 書

平成 年 月 日

(あて先) 名古屋市健康福祉局介護保険課長

介護サービスの提供に伴い発生した事故等について、下記のとおり報告します。

**1 事業所又は施設の詳細**

サービスの種類	事業所（又は施設）所在地	
事業所番号	事業所（又は施設）名称	法 人 名

**2 区分（該当する番号に○を付すこと）**

【 (1)対人事故 / (2)対物事故 / (3)感染症の発生 / (4)その他 】

**3 対象者（感染症の発生の場合、人数を記載）**

被保険者番号		人
(ふりがな) 被保険者氏名		男・女 M・T・S 年 月 日生 ( 歳 )
被保険者住所 電話番号		TEL( ) —
要支援状態区分 要介護状態区分	要支援1・要支援2・事業対象者 要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5	

**4 発生日時**

平成 年 月 日 午前・午後 時 分頃
---------------------

**5 被害の状況（「感染症の発生」の場合、記載不要）**

対人事故	対物事故
診断（例：骨折、誤嚥、死亡）	事故部位（例：左手首）
	毀損・滅失物

**6 事故発生場所（該当するものに○を付すこと。「感染症の発生」の場合、記載不要）**

[ 居室 食堂 リビング デイルーム トイレ 浴室  
廊下 階段 玄関 不明 その他 ( ) ]

**7 事故発生時の状況および事故発生後の対応**

（事故発生原因、事故発生時の状況、事故の程度、対応職員名及び対応状況、事故発生後の対応経過を簡潔かつ詳細に記入すること。なお、事故の発生場所が判明している場合は、見取図も添付すること。）

**8 再発防止にかかる管理者の所見**

（再発防止の取り組み内容を簡潔に記載すること。）

管理者氏名： (連絡先 : TEL ( ) — )

※本様式で全ての内容が記載できない場合は、本様式に別紙を添付し報告すること。

# 食品衛生について

## 1 食中毒・感染症を防ぎましょう

毎年ノロウイルスの患者数が多く発生する傾向にありますが、昨年度はカンピロバクター、黄色ブドウ球菌やウェルシュ菌等の細菌性食中毒、アニキサス等の寄生虫による食中毒も発生しています。

今一度、食中毒・感染症マニュアルを確認するとともに、手洗いの徹底をお願いします。共用タオルは感染を拡げることになるので、共用タオルの使用は控えましょう。

## 2 食中毒の3原則について

食中毒は、その原因となる細菌やウイルスが食べ物に付着し、体内へ侵入することによって発生します。食中毒を防ぐためには、「**食中毒菌を付けない**」、食べ物に付着した「**食中毒菌を増やさない**」、食べ物や調理器具に付着した「**食中毒菌を殺す**」という3つのことが原則となります。



## 3 有毒植物による食中毒について（お願い）

山菜狩りなどで誤って有毒な野菜を採取し、食べたことにより、食中毒が全国で発生しております、高齢者の事例が高い割合を占めています。

つきましては、有害植物により食中毒の発生予防について、NAGOYA かいごネットにアップしているリーフレット等を活用していただき、高齢福祉施設にてお知らせいただきますようお願いします。

※2017年4月28日に事業者向けのNAGOYA かいごネットに「有害植物による食中毒防止の徹底について」アップしております。

## 4 ノロウイルス食中毒について

### <ノロウイルスの感染経路>

#### ① 手洗いが不十分で調理され、汚染された食品を食べた場合

トイレ後の手洗いが不十分であると、ウイルスの残存した手で食品に触れることになり、食品が汚染され、食中毒が起ります。

#### ② 吐物や便を処理する際に感染する場合

患者の吐物を処理する際に、汚染された人の手指、器具、床などを介して、口からウイルスが入り、感染します。

#### ③ 生や加熱が不十分な二枚貝を食べた場合

海へ流出したウイルスが、カキなどの二枚貝に蓄積され、それを生または加熱不足で食べることで発症します。



食べ物の中では増えません！  
ヒトのおなかで増殖します！  
ヒトからヒトにうつります！

### <予防方法>

#### ① しっかり手洗い

調理前、食事前、トイレの後、オムツ交換、吐物の処理後は、特に念入りに手を洗いましょう。

#### ② 食品の中心部まで十分加熱

食品は中心温度 85°C~90°Cで 90 秒以上加熱しましょう。

加熱調理後も、再汚染のないよう取扱いに注意しましょう。

#### ③ 調理器具などの洗浄・消毒

ノロウイルスには、アルコールや逆性せっけんはありません。

まな板、包丁、食器、ふきん等は、十分に洗浄した後、熱湯（85~90°Cで 90 秒以上）又は、次亜塩素酸ナトリウム(塩素濃度 200ppm)で消毒しましょう。

#### ④ 調理する人の体調に注意

下痢や嘔吐などの症状がある場合は、ノロウイルスに感染している可能性がありますので、直接食品に触れる作業は控えましょう。

症状がなくても感染している場合があります。日頃から手洗いをしっかりと行い、使い捨て手袋を使用するなどして、食品の汚染や他の人への感染を予防しましょう。

#### ⑤ 患者の吐物は適切に処理

患者の吐物や便には感染力のあるウイルスが残っている可能性があります。乾燥してウイルスが飛び散らないように、速やかに処理をしましょう。

## 食中毒

食中毒を防ぐには、食中毒を起す細菌やウイルス、等生虫の特徴を知ることが大切です。

### 食中毒の原因となる主な細菌・ウイルス・寄生虫

名前	分類	特徴	主な原因食品	発症までの時間	主な症状	予防方法
ノロウイルス	感染型	・人の小腸でのみ繁殖し、便とともに排泄され、下水や河川から海に流入し、力牛などの二枚貝に取り込まれます。 ・感染すると、症状回復後もしばらくの間、便とともにウイルスが排出されます。	・調理従事者が介して汚染された食品 ・力牛などの二枚貝(生・加熱不十分)	24~48時間	吐き気 おう吐 下痢 発熱	・食品は中心部まで十分に加熱しましょう(85~90℃ 90秒以上) ・調理前、トイレの後は、手洗いをしっかりとします。 ・下痢やおう吐などの症状がある時は、食品に直接触れないように注意しましょう。
カンピロバクター	感染型	・鶏・牛・豚・ベットなどの腸管内に存在します。特に鶏肉から多く見つかります。 ・食品についた菌の量が少なくて発症します。	鶏の刺身 鶏肉料理	平均2~3日	腹痛 下痢 発熱 おう吐	・鶏肉を保存するときは専用容器に入れて、他の食品と接触しないようこしましょう。 ・中心部まで十分に加熱しましょう。 ・ペットを触った綿は、手を良く洗いましょう。
サルモネラ	感染型	・鶏・牛・豚・ベットなどの腸管内に存在します。鶏卵からも見つかります。 ・子どもや高齢者、抵抗力の低い人では重症となることがあります。	鶏卵、鶏肉 豚肉 卵を使用した生菓子	平均12時間	腹痛 下痢 発熱38℃程度 おう吐	・食肉や卵は、十分に加熱しましょう。 ・卵は冷蔵庫で保管し、早めに食べましょう。 ・ペットを触った綿は、手をよく洗いましょう。
腸炎ビブリオ	感染型	・海の泥土に存在し海水温が上昇すると活動的に動き出して、海水中へと移り魚介類に付着します。 ・適当な温度、水分、塩分があると非常に速く増殖します。	魚介類の刺身 寿司	平均12時間	腹痛 下痢 おう吐 発熱	・魚介類は冷蔵保存。刺身、寿司は冷蔵庫から出したら早めに食べましょう。 ・魚介類は真水でよく洗いましょう。 ・魚介類を取扱った後、手、調理器具は十分分洗浄、消毒しましょう。
腸管出血性大腸菌O-157	感染型	・牛などの家畜の腸管内に存在します。 ・「べる毒素」という強力な毒素を発生し、子どもや高齢者など抵抗力の低い人では重症となることがあります。 ・感染力が強く、食品につけた菌の量が少なくても発症します。	牛レバー刺身 エッグ・焼肉 サイコロステーキ	2~7日	腹痛 下痢 発熱 おう吐	・食肉は中心部まで十分に加熱して食べましょう。 ・生肉、生ハムを食べないようにしましょう。 ・食肉を取り扱った後、手、調理器具は十分分洗浄、消毒しましょう。
ウェルシユウ球菌	感染型	・人や動物の腸内、土壤、下水等に広く存在します。 ・熱に強い画法を作るため、100℃、1~6時間の加熱でも生き残ります。 ・腸管に達した菌は、毒素を作り、食中毒になります。	煮込み料理(カレー、シチュー) 煮物(肉、魚、野菜)	6~18時間 (平均10時間)	下痢 腹痛 おう吐	・前日調理した食品は遅く、加熱調理食品はなるべく早く食べましょう。 ・加熱調理した食品を保存する場合は、小分けするなどして素早く中心部まで冷却、低温で保存しましょう。 ・カレー等を再加熱する場合は、よくかき混ぜながら十分に加熱しましょう。 ・適切な手洗いや調理器具の殺菌などを実施し、清潔な調理を心がけましょう。
黄色ブドウ球菌	毒素型	・人の口腔、手指、毛髪など(特に傷や化膿しているところ)について熱に強い画法をするために、100℃、1~6時間の加熱しても生き残ります。 ・食品の中で増殖するときに、熱に強い毒素を作り出し、毒素による食中毒を起します。	おにぎり 弁当 生菓子	1~5時間 (平均3時間)	吐き気 おう吐 腹痛	・手洗いをしっかりと行いましょう。 ・特に手や指に傷がある時には、食品に直接触れないように注意しましょう。
アニサキス	寄生虫	・人の口腔、腸壁に刺入して食中毒(アニサキス症)を引き起します。 ・アニサキス幼虫が寄生している生鮮魚介類を生(不十分な冷凍又は加熱のものを含みます)で食べることで、アニサキス幼虫が胃壁や腸壁に刺入して食中毒(アニサキス症)を引き起します。	サケ、たら、サバ、 サンマ、イカの刺身	1~36時間	腹痛 悪寒 おう吐	・魚を購入する際は、新鮮な魚を選びましょう。また、1匹で購入した際は運やかに内臓を取除きましょう。 ・内臓を生で食べないようにしましょう。 ・目視で確認して、アニサキス幼虫を除去しましょう。

感染型：付着した細菌やウイルスそのものによって起こる食中毒  
毒害型：付着した細菌が増殖するときに產生する毒素によって起こる食中毒

# 有料老人ホームの届出について

## ～老人福祉法第29条～

有料老人ホームとは、老人を入居させ、次のいずれかのサービスを提供する（予定も含みます）居住施設です。

- |                |         |
|----------------|---------|
| ① 入浴、排せつ、食事の介護 | ② 食事の提供 |
| ③ 洗濯、清掃などの家事   | ④ 健康管理  |

Q：高齢者が数名しか入居していない場合も、有料老人ホームに該当しますか。

A：高齢者を1人でも入居させ、介護等サービスを提供する場合は、該当します。  
(老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護事業所等を除きます。)

Q：入居サービス又は介護等サービスを、委託して運営する場合又は別法人が運営する場合も、有料老人ホームに該当しますか。

A：それぞれのサービスを委託して運営する場合や別法人が運営する場合であっても、斡旋・紹介するなどにより一体的な運営が認められれば、該当します。

**有料老人ホームに該当する場合には、あらかじめ届出が必要です。**

Q：なぜ届出が必要なのですか。（老人福祉法の趣旨）

A：有料老人ホームは、高齢者福祉に大きく関わる住まいの場であることから、あらかじめ事業者と行政との連携体制を構築しておくためです。

Q：有料老人ホームに該当する場合には、必ず届出が必要ですか。

A：老人福祉法第29条で定められており、届出が必要です。

有料老人ホームにおける居住の質を確保するため、「名古屋市有料老人ホーム設置運営指導指針」で構造設備などの基準を定めています。

Q：「指針」には、どのような内容が定められていますか。

A：入居する高齢者の福祉向上と安定的継続的な施設運営を図るため、構造設備や管理運営に関する事項を定め、質の高い施設運営を目指すものです。

Q：構造設備などが「指針」の基準に適合できない場合も、届出は必要ですか。

A：基準に適合できない場合であっても届出が必要ですので、下記の窓口へご相談ください。

届出・相談窓口	名古屋市役所 健康福祉局 介護保険課 指導係 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 TEL:052-972-3087 FAX:052-972-4147
指針・手続関係情報	NAGOYAかいごネットに掲載しています。 「事業者向けページ」 - 「有料老人ホームの届出」

## **地域密着型サービスにおける外部評価の取扱いの変更について**

グループホーム、小規模多機能居宅介護事業所は、長年にわたり従来の外部評価機関による外部評価で実施していましたが、平成27年度より実施方法が以下の通りに変更になっておりますので、ご確認をお願いします。

### **〈グループホームの方〉**

#### **1、外部評価機関による外部評価(従来の外部評価)**

年1回、サービス内容の振り返り(自己評価)を行い、第三者の観点より、外部評価機関による外部評価を実施し、併せて目標達成計画を作成したうえで、外部評価軽減要件確認票を添付して市町村への報告を行っていただく必要があります。

#### **2、外部評価軽減措置適用事業所の場合(平成26年度より適用)**

外部評価軽減措置のための定められた要件等により、市町村より外部評価軽減措置の適用を受けたグループホームに関しては、外部評価の実施が免除(任意)となっています。

その場合でも、年1回、自己評価と目標達成計画を作成し、外部評価軽減要件確認票を添付して市町村への報告を行っていただく必要があります。

### **〈定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の方〉**

#### **1、運営推進会議等を通じたサービス評価(平成27年度より適用)**

年1回、サービス内容の振り返り(スタッフ自己評価及び事業所自己評価)を行い、介護・医療連携推進会議または運営推進会議を通じてのサービス評価(地域からの評価)を行った上で、その結果を、公表する必要があります。

自己評価及び地域からの評価について、下記通知(※1)に具体的な実施方法・様式が掲載されておりますので必ずご確認いただくとともに、下記ウェブサイト(※2)の実施ガイド等も参考としていただき、取り組んでいただきますようお願いします。

※1 平成27年3月27日付「**指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3条の37第1項に定める介護・医療連携推進会議、第85条第1項(第182条第1項において準用する場合を含む。)に規定する運営推進会議を活用した評価の実施等について**」

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000080903.pdf>)

※2 「**全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 しょうきぼどっとねっと**」

(<http://www.shoukibo.net/>)

# 名古屋市介護サービス事業者 自己評価・ユーザー評価事業のご案内

サービスの質を確保するためには、介護サービス事業者が提供するサービスについての評価が行われ、その結果が市民に情報提供されることが大切です。

そのため、名古屋市では、名介研と名古屋市が共催で、事業者が自らのサービスの提供の現状を正しく把握し事業運営の改善に繋げること、及び評価結果の公表を通じて市民が事業者を選択する際の指標とする目的とした、「名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業」を15年に渡り実施しています。

是非、事業者「自ら」で利用者の協力を得て、

名古屋市の良質な介護サービスを育てていきませんか！？

## □ 評価事業に参加する意義とは！？

### 1. 法令の遵守

介護保険法に定める「介護サービスの質の評価」を実施することができます。

### 2. 利用者の満足度や信頼感のアップ

提供しているサービスに対する利用者の声を直接聞くことで、的確かつ迅速な対応が可能となり、利用者の満足度や信頼感をアップさせることができます。

### 3. 他の事業者との相対比較

評価結果を活用し、同サービスを提供している他の事業者と比較することで、サービス水準の相対的な位置関係を知ることができます。

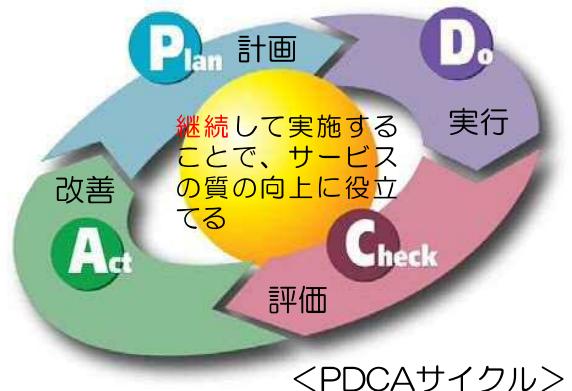
### 4. 意識改革

事業運営における課題や改善目標が明確になることで、従業員のモチベーションの向上と言った意識改革が図れます。

### 5. 事業運営における改善点の発見と改善効果の測定

自己評価を通じて自ら改善点を発見するとともに、利用者の評価結果と比較することで事業者自身では気づかない改善点を発見することができます。

また、毎年継続して参加することで、前年度の評価結果に対して取り組んだ業務改善の効果を確認することができます。<PDCAサイクル>



## □ 評価方法はどのようなものですか？

この評価事業は、『サービスを提供する事業者とサービスを提供される利用者双方が、同じ項目（質問）について評価を行い、双方の意識（評価）の差を比較し、その乖離部分を把握する』という方法で行います。この方法は、「**名古屋方式**」として、厚生労働省はじめ全国の自治体からも高い評価と関心を集めています。

※ 評価結果や参加事業所一覧等の詳細は、NAGOYAかいごネットをご覧ください。

# **名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業における 自己評価・ユーザー評価参加加算について**

## **1 対象事業所**

- (1) 生活支援型訪問サービス指定事業所
- (2) ミニデイ型通所サービス指定事業所
- (3) 運動型通所サービス指定事業所

## **2 加算の概要**

上記 1 の対象事業所が、名古屋市介護サービス事業者連絡研究会が実施する名古屋市介護サービス事業者自己評価・ユーザー評価事業を前年度において実施した場合、1月につき所定単位数を加算します。

平成 29 年度に実施した場合、平成 30 年度に算定可能となります。

## **3 所定単位数**

20 単位／月

## **4 算定にあたっての留意事項**

本加算は、上記 1 の対象事業所についてのユーザー評価を前年度において実施した場合に、実施した当該事業所においてのみ算定可となります。

対象事業所を他のサービスと一体的に運営している場合、他のサービスのユーザー評価を実施しても、上記 1 のサービスについてユーザー評価を実施しなければ、本加算を算定することはできません。

※例：訪問介護と介護予防訪問介護、予防専門型訪問サービス、生活支援型訪問サービスを一体的に実施している場合、生活支援型訪問サービス部分のユーザー評価を実施した場合のみ、次年度に生活支援型訪問サービスにおいて算定が可能となります。

平成 28 年度にユーザー評価を実施した事業所が、平成 29 年度算定対象となります。

## **5 ユーザー評価の詳細及び申込方法**

以下のウェブサイトにてご確認ください。

\* 「名古屋市介護サービス事業者連絡研究会」

<http://www.meikaiken.gr.jp/>

\* 「NAGOYA かいごネット」

<http://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top/>

(参考)平成 28 年度実施時のスケジュール

\* 参加申込締切 9 月下旬

\* 自己評価・ユーザー評価の実施 10 月～11 月頃

\* 評価結果の公表(NAGOYA かいごネット) 次年度 6 月頃

# 社会福祉施設等における利用者の安全確保及び 非常災害時の体制整備について

社会福祉施設等では、非常災害に関する具体的な計画（非常災害対策計画）を定めることとされています。この計画は、火災のみでなく、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画も定めることを想定しています。必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありませんが、地域の実情に鑑みた災害にも対処できるものとする必要があります。各施設において、非常災害計画の内容についてご確認いただくとともに、避難訓練の実施をお願いします。

## 水害

浸水想定区域内（浸水深 0.5m 以上）に存する施設は、非常災害対策計画の水害対策にかかる項目をご確認ください。

参考：名古屋市あなたの街の洪水・内水ハザードマップ

（<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-6-0-0-0-0-0-0.html>）

## 土砂災害

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に存する施設は、非常災害対策計画の土砂災害対策にかかる項目をご確認ください。

参考：愛知県土砂災害情報マップ

（<http://sabomaps.pref.aichi.jp/portal/showmap.php>）

また、名古屋市地域防災計画に定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設等）の所有者又は管理者には、水防法又は土砂災害防止法の規定により以下の義務があります。

- ・避難確保計画の策定、提出（施設が所在する区の区役所総務課又は消防署総務課）
- ・訓練の実施

参考：水防法等の改正に伴う避難確保の推進について

（<http://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/20-2-6-7-0-0-0-0-0-0.html>）

# 施設入所者が死亡した際における遺留金品の取扱いについて

## 1 趣旨

近年、施設職員が利用者の預り金を不正に使用していたという事件が全国的に発生しています。利用者や市民の期待を裏切ることのないよう、預り金については、改めて厳正な管理を徹底されるようお願いします。

なお、施設入所者が死亡した場合の遺留金品の取り扱いについて、頻繁にお問い合わせをいただいております。遺体の引取者がいる場合には、葬儀執行や遺留金品の処分は通常身元引受人が行います。遺体の引取者がいない場合、各区の担当課にご連絡いただくこととなります。

つきましては、それぞれの場合の取扱いについて「2 施設入所者が死亡した場合の取扱」とおり整理いたしましたので、遺留金品を適切に取り扱っていただくようお願いいたします。

## 2 施設入所者が死亡した際の遺留金品の取扱い

施設	区分	葬儀執行者	遺留金品
・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・認知症対応型共同生活介護 ・特定施設入居者生活介護 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム	遺体の引取者がいる場合	扶養義務者（通常は身元引受人）	相続人（通常は身元引受人）に引渡
	生活保護受給者	市（区保護課） …葬祭を行う者があるときは、その者に葬祭扶助を行うことができる	
	老人福祉法の被措置者（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム）	市（区福祉課） …施設に委託する措置をとることができる	市が保管、葬儀費に充当
	上記以外の者	市（区総務課）	

# 平成 29 年度社会福祉施設等実態調査について

名古屋市健康福祉局健康部環境薬務課

## 1 趣旨

近年、レジオネラ症患者数が増加傾向にあります。レジオネラ症の主な感染経路としては、入浴設備や冷却塔などで増殖したレジオネラ属菌を含んだ細かい水滴を吸い込むことが挙げられます。免疫力が低下した高齢者はレジオネラ症感染後発症するリスクが高く、死に至るケースも報告されています。環境薬務課では、建築物の設備の衛生管理について指導・助言を行っており、こうした事故が起こらないよう、特に高齢者が利用する施設に対して設備の適切な管理方法を啓発していきたいと考えております。

今回の調査では、特別養護老人ホームと介護老人保健施設、高齢者デイサービス施設を対象に、建物設備の管理状況等を把握し、助言等を行う予定です(ただし、高齢者デイサービス施設については一部のみ対象)。

## 2 調査期間

平成 30 年 3 月まで

## 3 調査の流れ

### (1) 調査前

調査を実施する保健所<sup>※1</sup>より、電話にて立入日の日程調整と調査の具体的な流れの説明をさせていただきます。

### (2) 調査当日

保健所職員が空調設備や入浴設備、給水・給湯設備等<sup>※2</sup>の型番や管理状況を聞き取りまたは設備を実際に見て確認いたします。また、設備に応じてその場でできる簡単な科学的検査も行う予定です。事前に施設の図面や設備のカタログ、管理日誌等があればご準備をお願いいたします。

### (3) 調査後

調査をまとめた報告書を送付します。管理の一助としていただきますようお願いします。

※1調査を実施する保健所

○千種・東・北・西・中村・中川・守山・名東区の施設

「西保健所 生活環境課 環境衛生広域指導班」が調査を実施します。

○中・昭和・瑞穂・熱田・港・南・緑・天白区の施設

「南保健所 生活環境課 環境衛生広域指導班」が調査を実施します。

※2空調設備や入浴設備、給水・給湯設備等

空調設備:加湿装置、冷却塔

入浴設備:共同浴槽、機械浴槽、シャワー

給水・給湯設備:貯水(湯)槽

レジオネラ症とは

レジオネラ属菌に汚染された細かい水滴（エアロゾル）を吸い込むことで感染する感染症です。症状には肺炎と高熱の2つの型があり、このうち特に肺炎型は重症になり、死に至ることもあります。

レジオネラ属菌は本来、土や河川など自然環境中に生息しており、自然界ではそれほど増えませんが、入浴設備や冷却塔などの人工の水環境に発生する生物膜（ぬめり）の中で特に増殖しやすいと言われています。

**連絡先**

調査の企画・全体に関すること

環境薬務課環境衛生係 972-2644

調査日や調査内容に関すること

西保健所生活環境課環境衛生広域指導班 523-4611

南保健所生活環境課環境衛生広域指導班 614-2862

# 受水槽を設置している施設様へ 受水槽の衛生管理のお願い

健康福祉局健康部環境業務課

市水を貯める受水槽はその容量によって管理基準が異なります。以下の基準を守って受水槽の衛生管理を行ってください。

有効容量が10 m <sup>3</sup> を超える受水槽 簡易専用水道	有効容量が10 m <sup>3</sup> 以下受水槽 小規模貯水槽水道
<p><b>法定検査</b></p> <p>1年以内に1回登録検査機関による検査を受けなければなりません。</p> <p><b>清掃</b></p> <p>1年以内に1回定期に受水槽の中の清掃を実施しなければなりません。清掃は専門の業者にお願いするとよいでしょう。</p> <p><b>点検</b></p> <p>有害物などによって飲料水が汚染されないために受水槽やポンプなどの定期的な保守点検を行わなければなりません。</p>	<p><b>清掃</b></p> <p>少なくとも年に1回、定期的な受水槽の清掃が必要です。清掃終了後は受水槽の壁面などに清掃済証を貼付し、保健所に貯水槽清掃実施報告書を提出してください。</p> <p><b>点検</b></p> <p>有害物などによって飲料水が汚染されないために受水槽やポンプなどの定期的な保守点検が必要です。</p>
<b>水質検査</b>	
<p>① 週1回蛇口から出た水の色・濁り・臭い・味に異常がないか調べ、遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上あることを確認してください。</p> <p>② 年2回以上定期に、鉄・亜鉛・一般細菌・大腸菌・水素イオン濃度の検査を行ってください。検査は専門の業者にお願いするとよいでしょう。</p>	

○太字に下線の項目は法令で定められている事項です。必ず実施してください。

○飲料水の衛生については、施設のある区の保健所生活環境課環境衛生担当へ問い合わせください。

千種保健所 <b>☎</b> 753-1973	東保健所 <b>☎</b> 934-1211	北保健所 <b>☎</b> 917-6546
西保健所 <b>☎</b> 523-4611	中村保健所 <b>☎</b> 481-2217	中保健所 <b>☎</b> 265-2256
昭和保健所 <b>☎</b> 735-3958	瑞穂保健所 <b>☎</b> 837-3256	熱田保健所 <b>☎</b> 683-9677
中川保健所 <b>☎</b> 363-4458	港保健所 <b>☎</b> 651-6481	南保健所 <b>☎</b> 614-2862
守山保健所 <b>☎</b> 796-4618	緑保健所 <b>☎</b> 891-3631	名東保健所 <b>☎</b> 778-3106
天白保健所 <b>☎</b> 807-3906		

## 受水槽点検のポイント

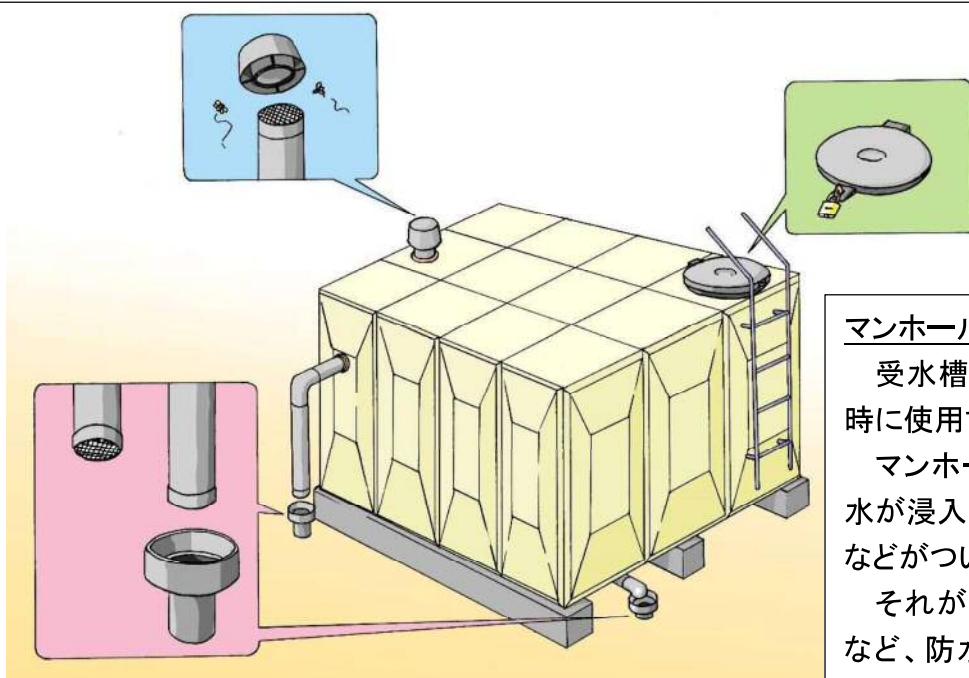
点検を行う際は特に次の点に着目して行うようにしてください。

飲み水を衛生的に管理する上で特に重要な点になります。

### 通気管の防虫網

通気管とは受水槽内部の空気を逃がすためについている管です。

この管には内部に虫などが入らないように防虫網と呼ばれるものにつける必要があります。経年劣化で網が破れることもあるので定期的な点検・交換を行ってください。



### マンホール

受水槽内部の点検・清掃時に使用する点検口です。

マンホールには外部から水が浸入しないようパッキンなどがついています。

それが劣化していないかなど、防水密閉構造をみたすようにしましょう。

### オーバーフロー管・水抜き管

あふれた水を排水するオーバーフロー管や清掃時などに水を抜く水抜き管が直接配水管に繋がっていたり、配水管との距離が近かったりすると、汚水が逆流するおそれがあります。十分距離があいているか確認しましょう。

また、オーバーフロー管にも外部から虫などが侵入するのを防ぐために防虫網をつける必要があります。こちらも定期的な点検・交換を行いましょう。

### 本体

受水槽内部に異物や汚れ、サビなどがないかを確認しましょう。

また、本体や配管に亀裂などによる漏水がないかも点検してください。



# 社会福祉施設等の皆さまへ

～消防法が改正されました～

名古屋市消防局

平成25年2月に発生した長崎県のグループホーム火災等を受け、消防法における社会福祉施設等に関する規定が改正され、平成27年4月1日に施行されています。平成30年3月31日が設備の設置期限となっていますので、早めの設置をお願いします。

## 消防用設備等の設置強化と自動化

### 【施設区分】

#### 6項口

⇒特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム等、自力避難困難な方が多く入所する施設。

#### 6項ハ(宿泊等有)

⇒6項口に該当しない社会福祉施設のうち、利用者の宿泊、入居等がある施設。

施設区分	消防用設備等	改正前	改正後
6項口	スプリンクラー設備の設置	延べ面積 275 m <sup>2</sup> 以上	全て(※)
	消防機関へ通報する火災報知設備の改修	ボタンを押すことにより通報	自動火災報知設備の差動と連動して通報
6項ハ (宿泊等有)	自動火災報知設備の設置	延べ面積 300 m <sup>2</sup> 以上	全て

※ 建築構造等により、設置を免除できる場合があります。

設置期限

平成30年3月31日

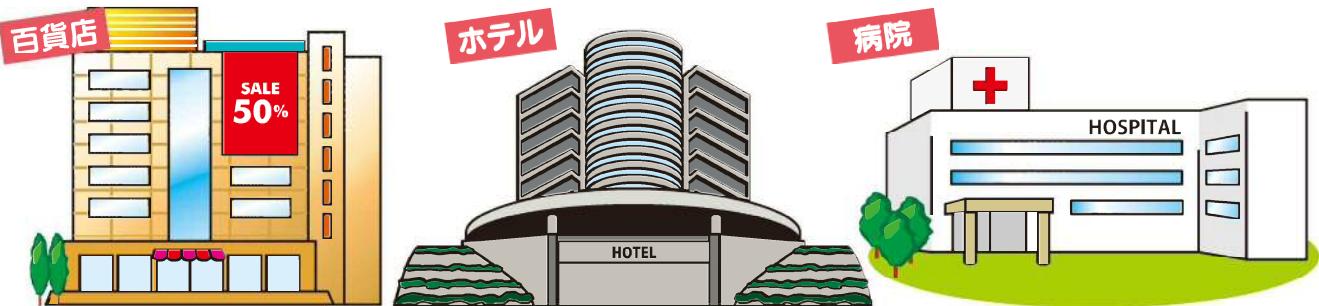
# 違反対象物の公表制度

## 違反対象物の公表制度とは？

建物を利用しようとする市民の方がその建物の危険性に関する情報を入手し、建物利用の判断ができるよう、消防署が把握した「重大な消防法令違反」を公表する制度です。

### ◎公表の対象となる建物

飲食店・百貨店・ホテル等の不特定多数の方が利用される建物や病院・特別養護老人ホーム等の避難が困難な方が利用する建物です。



### ◎公表の対象となる違反

消防法令により建物に設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかが消防法令に違反して設置されていないものです。



### ◎公表の方法

名古屋市公式ウェブサイトに掲載します。  
ウェブサイトは「名古屋市 違反対象物」で検索できます。

名古屋市 違反対象物

検索

スマートフォンからは、  
こちらが便利です。



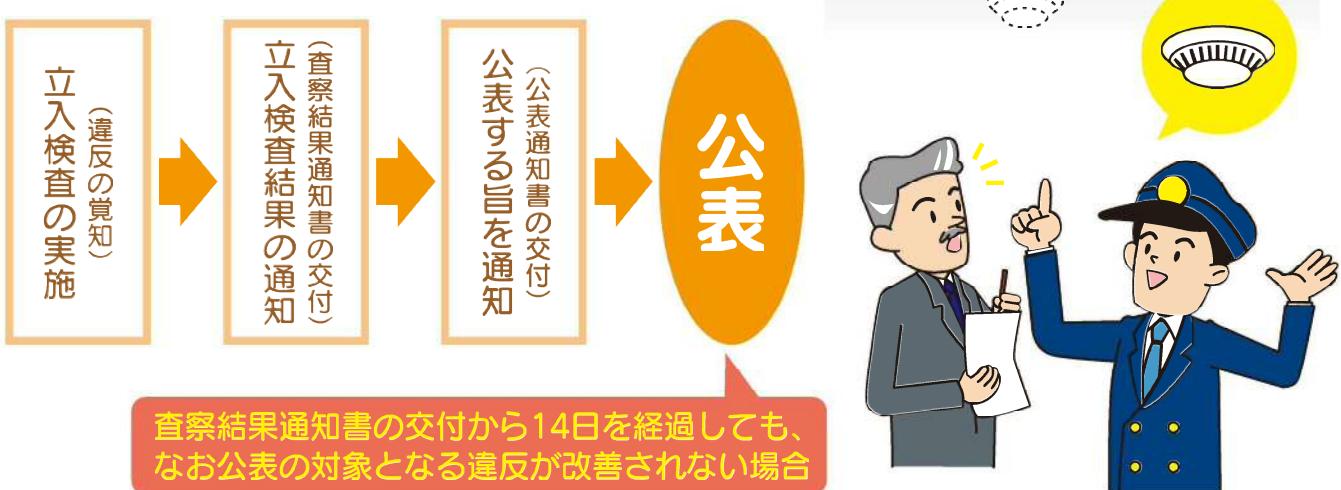
名古屋市消防局

# 違反対象物の公表制度

## ◎公表する内容



## ◎公表までのながれ



## 建物関係者の方々へ

あなたが所有(管理、占有)する建物で次のようなことを行う場合、新たに消防用設備等の設置が必要となることがありますので、事前に管轄の消防署予防課までご相談ください。

- 飲食店、物品販売店、福祉施設などの新規入居
- 増築、改築、隣接建物との接続工事
- 窓や扉などの開口部の閉鎖工事



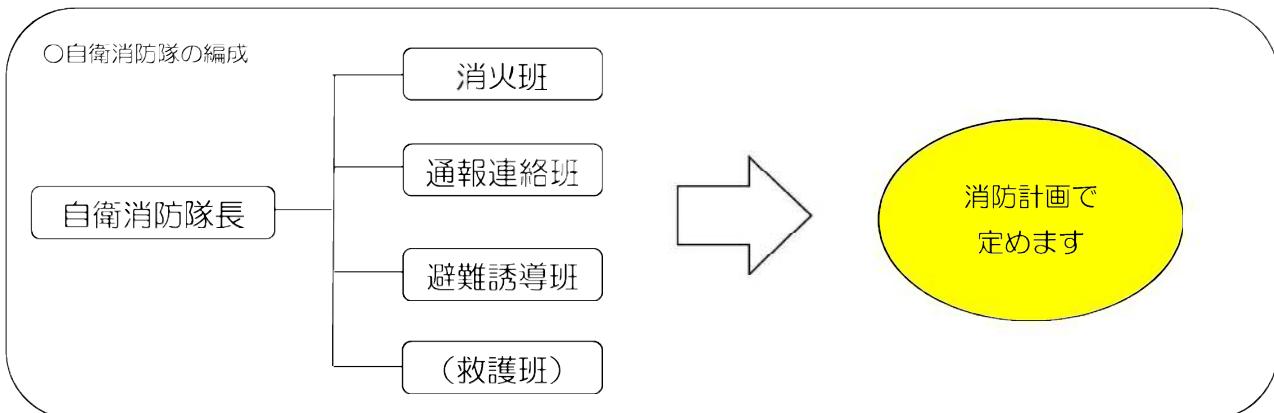
### 【お問い合わせ先】

千種消防署 ☎ 764-0119	東 消防署 ☎ 935-0119	北 消防署 ☎ 981-0119	西 消防署 ☎ 521-0119
中村消防署 ☎ 481-0119	中 消防署 ☎ 231-0119	昭和消防署 ☎ 841-0119	瑞穂消防署 ☎ 852-0119
熱田消防署 ☎ 671-0119	中川消防署 ☎ 363-0119	港 消防署 ☎ 661-0119	南 消防署 ☎ 825-0119
守山消防署 ☎ 791-0119	緑 消防署 ☎ 896-0119	名東消防署 ☎ 703-0119	天白消防署 ☎ 801-0119

## 自分たちの施設を守るために（お願い）

### 自衛消防の組織（自衛消防隊）とは

自衛消防隊は、火災等が発生した場合に、消防隊が到着するまでの間、自分たちの施設を自分たちで守るための組織です。



1. 消火班      ① 消火器、水バケツ等を使用し、初期消火する。（火災を知らせる。）  
                ② 屋内消火栓設備その他の消火設備で消火する。

#### チェックポイント

- 消火器の使い方は分かりますか。実際に放射したことがありますか。
- 放射時間はどれくらいですか。
- どれくらいの火勢までなら消火器を使いますか。
- 屋内消火栓設備は使えますか。
- 屋内消火栓は1号タイプですか。2号タイプですか。

2. 通報連絡班      ① 非常ベルをもって出火を知らせる。  
                ② 119番に通報し、在館者にも出火を知らせる。  
                ③ 到着した消防隊への情報提供及び関係先への連絡にあたる。  
                ④ 自衛消防隊長の指示により、必要な情報を収集し、伝達する。

#### チェックポイント

- 「火事だー、火事だー」と大きな声が出せますか。
- 非常ベルは押せますか。（非常ベルのボタンの場所は分かりますか）
- 119番通報の際、どのような内容を伝えますか。
- 落ち着いて、間違えずに伝えられますか。
- 通報連絡班やその他従業員への連絡方法は何ですか。

3. 避難誘導班 ① 安全な通路を利用して避難誘導を行う。

② 避難誘導は、大声で簡潔に行い、パニックを防ぐ。

**チェックポイント**

- 火災の発生場所に応じた避難経路を理解していますか。
- 状況に応じて滞留避難を選択できますか。（安全な部屋等で待機する）
- 落ち着いて誘導が出来ますか。
- 迅速・的確な避難者管理ができますか。
- どこで出火したのか、在館者に伝えられますか。

4. 搬出救護班 ① 負傷者及び被救助者の応急救護にあたる。

② 救急隊との連携、情報の提供にあたる。

**チェックポイント**

- 救急箱はすぐに使えますか。
- 簡単な処置（手当）ができますか。
- 搬送器具はありますか。（置いてある場所は知っていますか）
- 心肺蘇生法はできますか。
- AEDは使えますか。

通常、消防計画に定める自衛消防組織では、消火班、通報連絡班、避難誘導班などの役割が個人名等で記されていて、誰が何をするかがあらかじめ決められています。

しかし、火災はいつ、どこで発生するか分からず、火災の発生を誰が覚知するかも分かりません。

したがって、消防計画で初期消火を行うこととなっている初期消火班の人が、一番はじめに火災の発生した場所に到着するとは限りませんから、実際には、はじめに火災を見た人が初期消火を行わなければいけません。また、火災の状況等によっては初期消火よりも 119 番通報が優先される場合など、状況に応じた行動が求められます。

つまり、理想的な自衛消防組織の活動とは、消防計画で決められている役割とは関係なく、誰もが状況に応じた判断をして適切な行動ができるようにすることです。訓練を繰り返して、いろいろな役割を経験し、有事の際には誰もが初期消火、119番通報、避難誘導等が一通りできるようになることを目指しましょう。

## 効果的な消防訓練のために

○まずは、**基礎訓練の実施**をお願いします。

### 《基礎訓練の例》

- ① **消火訓練**（消火器や屋内消火栓を使用した初期消火の訓練）
- ② **通報訓練**（発災の確認後、建物内に周知し消防機関に通報する訓練）
- ③ **避難・誘導**（訓練建物内に発災を知らせ、避難・誘導の訓練）

○基礎訓練だけではなく、**実際の火災等を想定した訓練**が大切です。

訓練の想定を考えていくためにも、自分たちの施設について、スタッフの状態、入居者の状態、施設の構造、配置等を把握し、どのような初期消火方法や通報方法、避難方法が最適かについてあらかじめ計画（想定）しておくことが重要となります。

計画を基に訓練を行い、改善点などを洗い出し、対策を検討し、次回の訓練につなげていく、という流れを繰り返し行うことで火災等への対応力は向上していきます。

### 理想的な訓練の流れ

計画に基づいた訓練の実施



問題点、改善点の洗い出し



ソフト面、ハード面の強化を検討



再度、問題点等を踏まえた訓練の実施（問題点の解消）



訓練の反復 すべての従業員等が訓練を経験するよう訓練の実施を継続していく



自分たちの施設に最適な対応方法を見つけていく

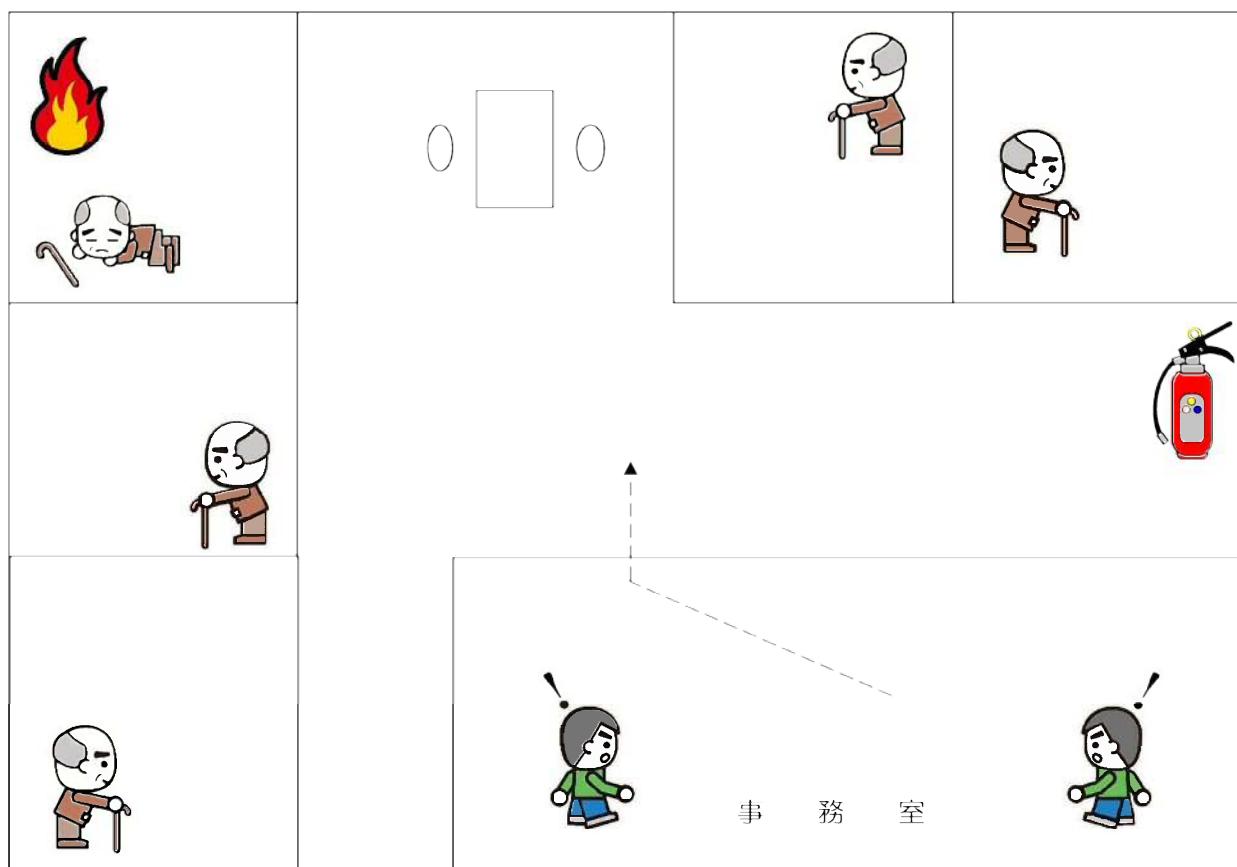
## FIG（図上火災演習）について

多くの施設においては、日常業務が多忙であり、入所者もいることから、なかなか消防訓練が実施されていないのが現状となっています。

しかし、消防訓練を実施していないと、有事の際にはパニックになってしまい、何をしてよいか分からず、結果的に何もできなかったということになりかねません。

そこで、限られた時間を利用して有事の際の初動対応を確認するために、FIG（図上火災演習（Fire Image Gameの略））が有効です。

FIGとは、机上での火災想定に従い、個々の担当がどのような動きをしてどのようにことに注意して行動するかを確認するものです。これにより火災時のイメージを皆で共有し、具体的な個々の行動や注意点（問題点）を明らかにし、火災時の対応要領を学ぶことができます。また、図上訓練なのでいろいろな想定で演習を行うことが簡単で、柔軟な対応方法を身に付けることができます。



« FIGで使用する図面例 »

## 社会福祉施設等における防火対策等

日頃の防火管理をはじめ、ソフト面とハード面を強化していくことで、火災の被害を軽減させたり、火災の発生を抑えることができます。まずは、消防法で定められている消防用設備等の設置や防火管理を行うことが大切ですが、より安全な施設を目指すため、下記のような対策を検討していただければと思います。

ハード面の強化	ソフト面の強化
新たに消防用設備等を設置する ・ 自動火災報知設備 ・ スプリンクラー設備 ・ 消防機関へ通報する火災報知設備	近隣協力者との連携 ← 日頃から良好な関係づくりに心がければ、有事の際の協力を得ることができる（施設周辺の清掃、町内会への参加等）
二方向避難を確保（避難扉、敷地内通路等の確保）する	就寝時の火元点検及び各個室・施設周辺を巡回する
バルコニーを設置する	
掃き出し窓を設置する	自力避難が困難な方を避難しやすい部屋に配置する（玄関付近に配置する）
火気使用する室を防火区画、内装制限をする	入居者の火気使用の制限、喫煙のルールづくりを決める
厨房の器具を電気式とする（サーモスイッチ付き）	消防計画に基づいた消防訓練を反復する
防炎物品・防炎製品を使用する	医療機関（かかりつけ医療先）との連携（避難後の収容や手当てや入院先となる）
避難通路に物を置かない（スムーズな避難が可能）	緊急連絡網を整備する 建物周辺に可燃物を置かない
居室の防火区画の設置、廊下に防火・防煙カーテンを設置する	ゴミは指定日の朝に出す

# 取り組もう！ 今すぐ 耐震対策



## 木造住宅無料耐震診断

昭和 56 年  
5 月 31 日  
以前着工が  
対象です。

耐震性に問題  
があれば、  
耐震対策の  
基本!!

費用、時間  
の面で負担  
の少ない  
安全対策

### 耐震改修工事

一部制度拡充

- ・費用の 1/2、最大 90 万円まで助成
- ・非課税世帯は、費用の 3/4、最大 135 万円まで助成

木造住宅の耐震改修工事費用の  
最多価格帯は、200～250 万円です。

### 耐震相談員派遣制度をご利用ください。

- ・市内の建築物の耐震診断、耐震改修などの耐震対策に関する相談を受けます。
- ・自宅などにお伺いし、現地を見ながら専門家が相談にのります。（無料）

### 耐震シェルター、防災ベッド設置

20 万円  
から増額

- ・費用の 1/2、**最大 30 万円**まで助成
- ・診断で 0.7 未満と判定された木造住宅に、お年寄りなどが住んでいる世帯が対象

○耐震シェルター、防災ベッドは、たとえ建物が地震で倒壊しても、中にいる人の命を守ってくれる装置です。  
○価格は 30 万円位から様々で、設置も簡単です。



このチラシは、名古屋市住宅都市局耐震化支援室（972-2787）が作成しました。（平成 29 年 4 月）

この用紙は、古紙パルプを含む再生紙を使用しています。

# 耐震シェルター・ 防災ベッド設置助成

## 防災ベッド設置助成

**【耐震シェルター・防災ベッドとは】** ▷ 地震で住宅が倒壊しても、寝室や睡眠スペース等に安全な空間を残すことで、命を守る装置のことです。安全な空間は、睡眠スペース周りに限られますが、短期間での設置が可能で、費用も抑えられます。

耐震シェルター・防災ベッドの一例



対象者	次のいずれかの方が居住している世帯 ● 申請時点で65歳以上の方 ● 障害がある方など
対象住宅	● 昭和56年（1981年）5月以前に着工した木造住宅 ● 市の無料耐震診断の結果、判定値が0.7未満であること
補助対象となる 耐震シェルター等	● 国、地方公共団体等で一定の評価を受けたもの 東京都の「安価で信頼できる耐震改修工法・装置」の装置部門で選定されたものなど ● 公的試験機関等により一定の評価を受けたもの
補助内容	● 補助対象経費：耐震シェルター等の設置に要する経費 (本体の購入費、設置費、附帯工事費) ● <b>補助金額</b> 1住戸あたり補助対象経費の1/2以内で最大30万円

## 代理受領制度

代理受領制度を利用することで、耐震シェルター等設置工事費と補助金の差額分のみ用意すればよくなり、当初に用意する費用負担が軽減されます。詳しくは耐震化支援室までお問い合わせください。



| お問い合わせ先・申請先 |

### 名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | 052-972-2921 FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1(市役所西庁舎3F)

